

いわき市久之浜観測局の移設について

令和 5 年 3 月 1 日
福島県環境放射線センター

1 経緯

北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）を受け、原子力規制庁は 7 2 時間以上連続稼働可能な措置を求めており（※）、令和 2 年度にいわき市久之浜観測局を除く局舎に大型非常用発電機を設置したが、いわき市久之浜観測局の敷地は集会所と道路に挟まれた土地を借用しており、非常用発電機を併設する余地が無く、非常用発電機を設置することが困難であるため、局舎を移設することとした。

※平成 30 年 12 月 14 日付け事務連絡「モニタリングポスト等に係る電源及び通信の多重化の強化について（依頼）」文書

平成 30 年 12 月	原子力規制庁より 7 2 時間以上連続稼働可能な体制の構築を依頼
令和 2 年度	久之浜局以外の該当局舎に大型非常用発電機を設置
	久之浜局の移設候補地の選定
令和 4 年 12 月	久之浜局移設工事開始
令和 5 年 2 月	久之浜局移設工事完了

2 観測局設置場所の条件

局舎の移設候補地は下記の条件により選定して現地調査を行い、全ての条件に適合するいわき海浜自然の家の敷地内（いわき市四倉町字栗木作 6 2 - 1）に決定した。

- ・いわき市久之浜周辺（発電所からの方位及び距離に旧局と大きな差がないこと）
- ・継続して借用可能な土地（公有地）
- ・敷地広さ 10m×10m 程度
- ・検出器（地上高さ 1 m）の設置が可能であること
- ・電気及び通信の引き込みが可能であること
- ・衛星通信が可能なこと（南東側の水平面から 30 度より上方向に障害物がない）

3 欠測期間中の対応

局舎の移設作業のため、令和 4 年 12 月 12 日から風向、風速、感雨雪が欠測となり、令和 4 年 12 月 19 日から空間線量率及び大気浮遊じんが 2 月 9 日まで欠測した。欠測期間中は移設先付近に可搬型モニタリングポスト及びローボリュウムエアサンプラを設置し、空間線量率の測定及び大気浮遊じんの採取を行った。大気浮遊じんについては現在分析中であるが、空間線量率について、新たな原子力発電所等に由来する影響はみられなかった。

4 局舎位置図及び移設前後の状況

○局舎位置図



※いわき海浜自然の家の要請により1月6日に代替測定地点を変更した。 国土地理院標準地図を加工して作成

○移設前の局舎の状態

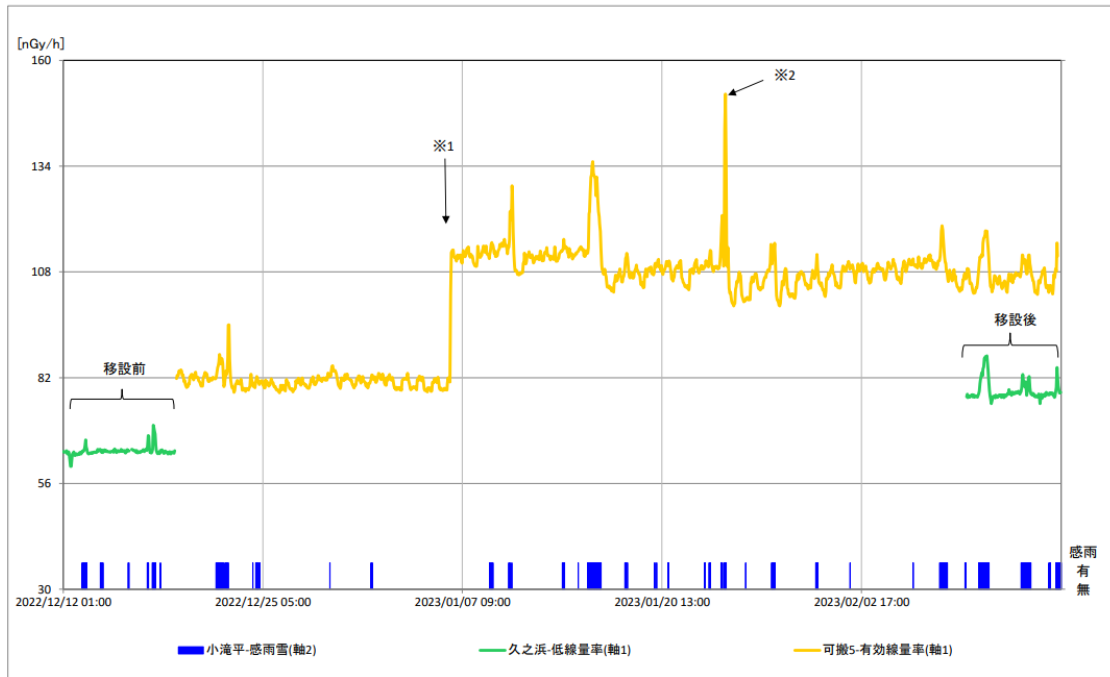




○可搬型モニタリングポスト及び低線量率計の測定結果

久之浜局空間線量率

測定期間: 2022/12/12 01:00~2023/02/15 20:00
データ種別: 1時間値



※1 いわき海浜自然の家の要請により代替測定地点を変更したことによる変動
 ※2 降雨による一時的な線量率上昇

5 今後の対応

- ・いわき市久之浜の空間線量率及び大気浮遊じんの測定地点について、「いわき市久之浜町田之網字江之網 105-1」から「いわき市四倉町字栗木作 6 2 - 1」に変更し測定を継続する。
- ・欠測期間中の可搬型モニタリングポストにより測定した空間線量率及び現在測定中の大気浮遊じんの核種濃度測定の測定結果については、「令和 4 年度環境放射能等測定計画書」の測定方法に基づき測定していることから、正規の値として採用することとしたい。